

平成23年 1月24日

事業用自動車運転者等の覚醒剤等使用の防止  
の徹底について

覚醒剤等の使用の防止について、機会あるごとにその徹底を図っているところですが、1月7日、関東管内のバス事業者の運転者が、東京都内において、覚醒剤取締法違反の容疑で警察に逮捕されました。

このような事態に鑑み、事業用運転者等の覚醒剤等の使用の防止の徹底を図るために別紙により、各関係団体あて通知を行いましたのでお知らせいたします。

〔問い合わせ先〕

関東運輸局 千葉運輸支局

監査部門 野島

保安部門 鈴木

電話：043 - 242 - 7335（監査）

043 - 242 - 7338（保安）

千運輸第1740号  
千運整第555号  
平成23年1月24日

関係各団体の長 殿

関東運輸局 千葉運輸支局長

### 事業用自動車運転者等の覚醒剤等使用の防止の徹底について

事業用自動車の運転者等による覚醒剤等使用の防止については、機会あるごとにその徹底を図っているところですが、今般、東京都内の路上において、関東運輸局管内のバス事業者の運転者が覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されるという事態が発生した。

かかる事態は自動車運送事業者としての信頼を大きく失墜するものであり、輸送の安全を確保するうえで、決してあってはならない悪質なものであり誠に遺憾であります。

ついては、貴会傘下会員の自動車運送事業者に対し、その責任の重大性を再認識させるとともに、運転者等の管理並びに社会的影響が極めて大きい事態が発生した場合の連絡体制等について再度徹底を図り、輸送の安全には万全を期するよう特に下記の事項について強力に指導をお願いします。

#### 記

1. 運転者等への覚醒剤等薬物乱用防止教育等の徹底
  - ・ 運転者のみならず、全ての従業員に対して覚醒剤等の薬物の恐ろしさ及び乱用による弊害について再度徹底を図ること。
  - ・ 点呼を対面により確実に実施するとともに、日常より従業員の勤務状況等の把握に努めること。
2. 社会的影響が特に大きいと認められる事件等発生時の連絡体制の徹底
  - ・ 重大事故及び事件等発生時の連絡体制については、「自動車交通局緊急時対応マニュアル」により定められているところであるが、万一このような事態が発生した際は、当該マニュアルに則りできる限り速やかに関係箇所への報告を行うこと。